

鶴岡市総合戦略策定推進会議設置要綱を次のように定める。

平成27年6月18日

鶴岡市長 榎本政規

鶴岡市総合戦略策定推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、鶴岡市総合戦略策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業関係の代表者
- (2) 行政機関の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) 報道機関の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長)

第5条 推進黨議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進黨議を代表し、会務を総理する。

4 会長が職務を行うことができない場合は、会長が指名した者が、その職務を代理する。

(會議)

第6条 推進黨議の會議(以下「會議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を會議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進黨議の庶務は、企画部政策企画課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進黨議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年6月 日から施行する。

(任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成29年3月31日までとする。